

漢口の都市発展と日本租界について

孫 安 石

はじめに

一九八〇年代の改革開放以降の中国都市史研究の中心は上海を主な舞台にするものであった。その刮目すべき研究成果は、唐振常主編『上海史』（上海人民出版社、一九八九年）、湯志鈞主編『近代上海大事記』（上海辞書出版社、一九八九年）、張中礼主編『近代上海城市研究』（上海人民出版社、一九九〇年）、熊月之主編『上海通史』（全十五卷、上海人民出版社、一九九九年）等として続々と刊行された。

このような中国側の研究に刺激される形で日本でも「国際都市」上海を中心テーマにした多くの研究成果が発表された。例えば、日本上海史研究会のメンバーが中心になった『上海史』（東方書店、一九九五年）、『上海人物誌』（東方書店、一九九七年）、『上海—重層するネットワーク』（汲古書院、二〇〇〇年）、『日本僑民在上海』（上海辞書出版社、二〇〇〇年）などは、日本側で刊行された一連の研究成果である。このような中国都市史研究の活発な動きは、上海に限られたものではない。例えば、天津社会科学学院歴史

研究所・天津市城市科学研究会編『城市史研究』は、天津史に関する論文は勿論、中国の都市史研究に関する優れた研究成果を紹介している。また、日本側でも天津地域史研究会『天津史』（東方書店、一九九九年）、吉澤誠一郎『天津の近代』（名古屋大学出版会、二〇〇二年）などが刊行された。

このような上海と天津を取り上げた都市史研究が活気を呈する背景には、近年の沿岸都市を中心とした中国経済の急速な発展とそれに伴う都市の歴史に対する関心の強さ、沿岸都市を目指す国内の余剰労働力の移動と彼等が引き起こす都市問題（労働力過剰、失業、就業など）への対応が必要であるなどの様々な理由が考えられよう。また、最近では、西部大開発計画の推進によって重慶を中心とした中国内陸部の都市研究が活発になっていくという話も聞く。

本稿はこのような近年の中国都市史研究の活発な研究成果を念頭に入れながら、中国大陸のほぼ中央に位

置し、内陸水運の中心としての機能を担ってきた漢口を取り上げ、その都市発展の歴史の概略を整理しながら、日本租界との関連を検討していくことにしたい。

古くから九省の要衝、天下の四大鎮の一つとして数えられた都市漢口の地政学的な位置の重要さは、十九世紀中ごろから二十一世紀を迎えたいま現在まで変わらない。伝統的な中国社会のなかで内陸水運の中心として繁盛した漢口は、一八五八年の天津条約により欧米諸国に開放され始め、本格的な都市発展を経験することになる。とくに、最初に設定されたイギリス租界を中心とする漢口の都市形成は、一九〇六年の京漢（北京と漢口）鉄道の開通をもって飛躍的に発展する。

中国の南北を結ぶ水運と鉄道交通の要衝地である漢口は、欧米の人々からは東方のシカゴと呼称され、その発展が見込まれた。この漢口に日本の専管租界が設定されるのは一八九八年のことで、以降、日本租界が中国側に返還される一九四三年一月まで約五十年間に

渡り、漢口には日本租界が設定されていた。果たして、漢口の都市発展の歴史と日本租界はどのような関係をもっていたのだろうか。また、中国大陸での利権争奪戦に遅れて参加した日本は、漢口の日本租界経営においてどのような困難に直面したのだろうか。

1. 漢口開港と京漢鉄道の開通

湖北、安徽、江西、湖南省を後背地にもつ漢口は、古くから茶、米穀、鉱山物が集まる内陸交易の中心地であった。宋代の『呉船録』には、漢口の川沿いに数万の家が立ち並び、市場と酒樓が繁盛し、四川、湖南、浙江等からの貨物が取引される様子が生き生きと記載されている。このような武漢地域の繁盛は明清の時期にも基本的には継承されたが、その内容はまだ前近代的な発展に過ぎないものであった³⁾。

中国近代史の舞台に漢口が本格的に登場するの

は、一八六一年のイギリス租界の確定からである。その後、漢口にはドイツ租界（一八九五年）、ロシア租界（一八九六年）、フランス租界（一八九六年）、日本租界（一八九八年）が次々確定していった。

このような欧米諸国との接触に刺激される形で、清朝の洋務派官僚を代表する湖広総督張之洞は各方面において積極的な近代化政策を推し進めた。たとえば、工場部門においては製鉄（湖北鉄政局）や織布業、紡績業、製紙業などで近代的な企業の経営が導入され、商業部門では漢口商務公所（一八九八年）、漢口商務局（一八九八年）、商務学堂（一九〇二年）などが開設した。また、鉱産業では、後に中国製鉄業を代表する企業として成長する漢冶萍公司の事業が着手された。

漢口の商工業は、中国側の伝統的な商工業部門と外国の勢力が新規参入した商工業が互いを刺激し、競争する形で発展していったといえよう。勿論、多くの場

合、豊富な資金力と組織力をもつ欧米系の資本が圧倒的に強く、中国の伝統的な商工業を次々と駆逐した。例えば、張仲礼他編『長江沿江城市与中国近代化』は、その一例として鶏卵の加工業を取り上げる。すなわち、一九一〇年代まで漢口には中国系資本の鶏卵加工工場が八ヶ所あつたが、一九一一年〜一九二二年の間に外国資本を背景にした十五ヶ所の工場が新規参入した結果、一九二〇年代からは漢口には中国資本系の工場は営業できなかつた、という⁴。

一九〇五年から一九〇七年の間漢口領事であつた水野幸吉は、十九世紀〜二十世紀の始め頃、外国の勢力に圧倒されつつある漢口の変化を、次のように描写している。

「天下に冠たりと称する四川の富は航運、世界に比なき揚子江によりて漢口に出て、義和団事変は端なくも長沙、岳州の開市を促し、固陋自尊、鎖国を誇りとし湖南人士は自由に文明の新空気に接し、湘沅の二

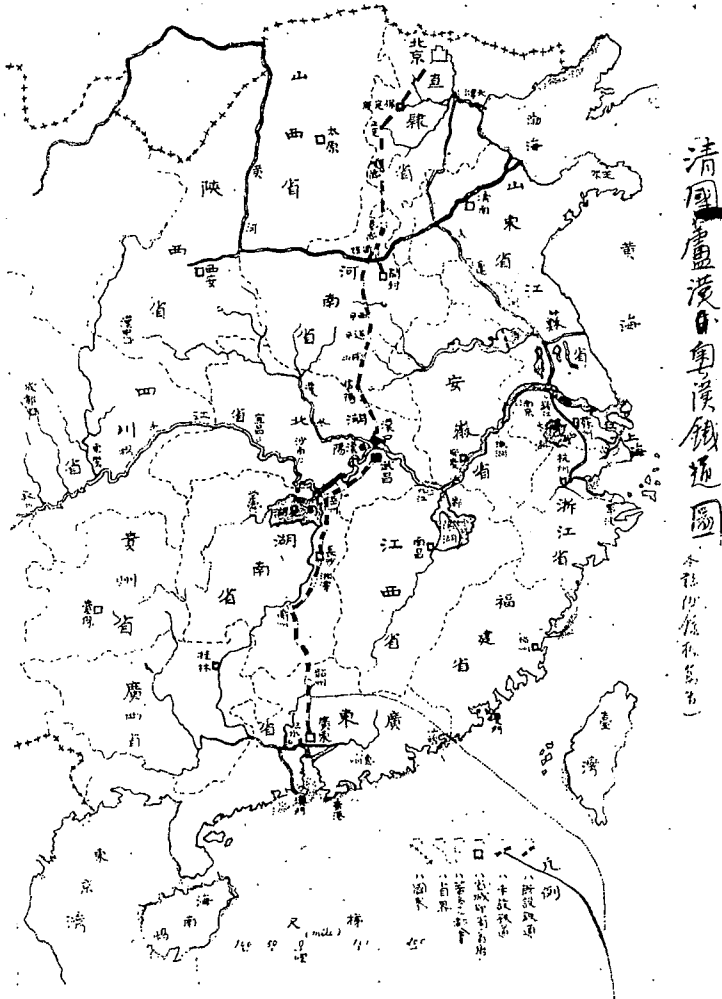
大河は汽船によりて漢口に接続せられ、日章旗やユニオン・ジャックは絶えず洞庭湖上に翻るに至れり」⁵。

漢口の都市発展を考えると、もう一つ特筆すべきことは一九〇六年の京漢鉄道の開通がもつ意味であろう。

漢口と北京をつなぐ幹線鉄道である京漢鉄道の建設計画は、清末の湖広総督張之洞の指示により測量開始を開始したが、膨大な建設資金が必要であつたことから工事はなかなか進まなかつた。

そこで、建設資金の一部をベルギー系の会社が分担し、そのかわりに三十年間の営業権を認めることで一八九八年に本契約が成立し、本格的な線路の建設が始まつた。しかし、一九〇〇年には義和団の乱、一九〇一年には漢口の大洪水などのため工事はしばしば中断を余儀なくされた。とくに、黄河の鉄橋建設は土砂の流失が多く、水底の止め柱の建設などで幾多の困難を乗り越えなければならなかつた。

【図1】清国蘆漢粵漢鐵道図（1902年）



(出典：漢口領事山崎桂→外務大臣小村寿太郎宛報告、明治三五年八月二日、「漢口事情報告の件」、『漢口領事館報告書』請求番号：6-1-6-37)

一九〇六年の京漢鐵道の開通は、旅客の移動は勿論、貨物の流通にも大きな影響を与えた。鐵道の開通により河南省からは主に麦、大豆、胡麻、牛、羊皮、藥材などが漢口に輸送され、漢口からは海産物、石油、綿糸、紙、綿布類が河南省に輸送される他、従来は水路を用い、天津からシベリアに輸出された磚茶も京漢鐵道を利用することができた。

この京漢鐵道の開通による中国内陸の交易活動の變貌ふりは目を見張るものがあつた。先にも引用した水野幸吉は京漢鐵道の開通による漢口の変化を次のように述べている。

「鐵道の開通は）久しく廢頽困眠の中にありし、河南省に新活氣を与え、運輸の便は地方産物の價格を増し、價格の増加は産出者を刺激し、豆、綿、麥などの農作物は従来、荒蕪地として放棄され居たる土地より耕作され、沼地は開墾されて將に米穀に適せんとす」。

漢口の將來は、商業と工業の両方で上海を凌駕するかのようには思えた。水野幸吉によれば、漢口の商業は以下の三点から將來が有望であると評価された⁷⁾。

(一) 漢口の商業圏が廣大であること。漢口は北側に河南省、西に四川省とつながり、西南に貴州省、雲南省、南に湖南省、江西省につながる「九省の会」で、天津、広東などの商業区域の広さに比べても遜色のないこと、

(二) 商業圏の中に開發していかない資源が豊富であること。四川、雲南、貴州省の豊富な地下資源が近代的な機械の導入によつて開發されること、

(三) 交通が便利なこと。上海と漢口の航路は冬季の最減水期にも二、三千トンの汽船が運航可能であること、さらには、京漢鐵道の開通により、従来は天津の商業圏内にあつた河南省の北部が漢口の商業圏内に入り、粵漢鐵道の開通により湖南と広東省との距離が短縮されること等である。

また、工業方面では次の三点が注目された。

(一) 漢口の付近の原料が豊富で廉価であること。
漢口付近には各種の農産物が豊富で、河川や鉄道などを利用して、製造工業の原料として供給が可能であること

(二) 労働力が豊富で労賃が安いこと。武昌の一日男子労働者の労賃は二十銭程度で豊富な労働力を確保することができること。

(三) 燃料が廉価で豊富であること。例えば、湖南省の萍郷の石炭は一トン当たり二ドルの廉価（揚子江の高水期に日本から輸入される石炭は一トン当たり四ドルで販売されたという）で購入でき、鉄道と水路による運搬も極めて便利であること、などである。

2. 漢口日本租界の設定

中国大陸における漢口が持つ地政学的な重要性につ

いては、日本側も早い時期から充分意識していた。漢口に日本領事館が開設するのは、一八九八年に日本租界が設定される十二年前の一八八六年であったが、その設置に関連する文書のなかに、次のような記述が見える。

「漢口は）同国十八省の中央揚子江の上流に位し外国通商の隆盛上海港に亜き貴州、雲南、広西、伊犁等の貿易咽喉の地にして我北海道物産の販売第一の港場に有且清国兵勇の過半は湖北湖南の民にして殆ど清軍の盛衰は該地に起因致すべき形状にて実に同国に於て至重の地方に有之候（後略）」。

しかし、まだ海外への進出が本格化する以前のことなので、日本人の商工業者の進出は皆無に等しく、領事館自体も間もなく閉鎖されるに至った。この間の事情を水野幸吉は次のように述べている。

「ごくから領事館を置いても日本の商人が来ない。唯一の商店と云うものは、日葉の精錡水位を売る処で

あつたに止まつた。斯くの如きことが久しきに亘つたために、遂に領事館を閉鎖して仕舞つた。日清戦争があつて、下関条約の結果として漢口專管居留地を取ることに決めて、それから暫くして明治三十一年（一八九八年）の暮に再び領事館を置いたのである」。

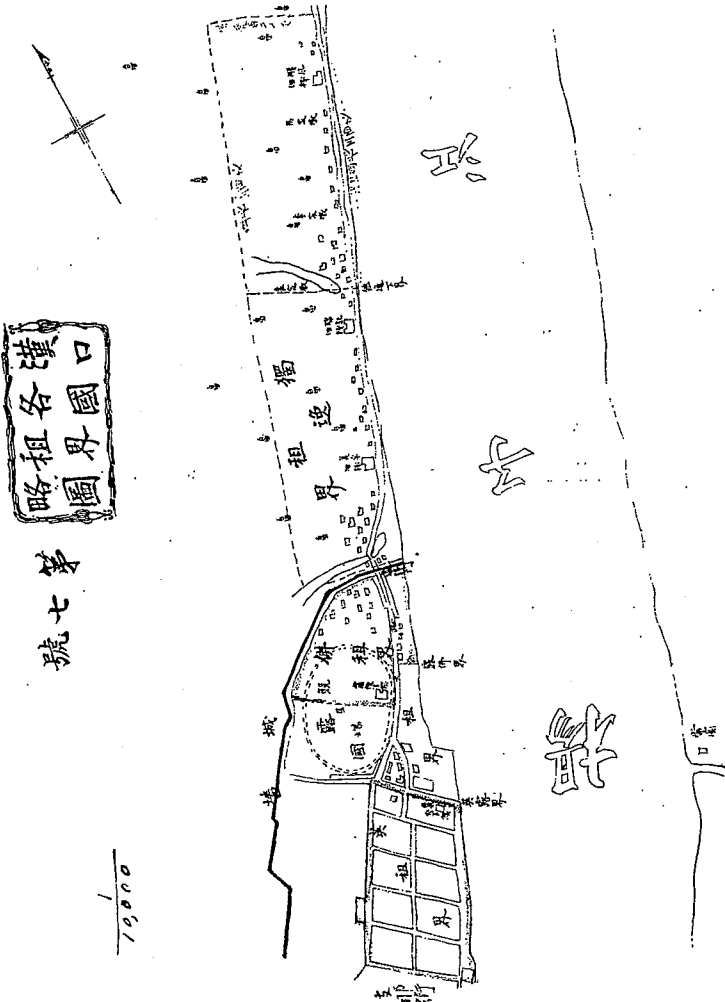
中国における欧米列強の利権争奪戦に遅れた日本は、一八九四年に始まつた日清戦争の勝利をもつて台湾を割譲し、本格的な植民地の経営に乗り出した。日清戦争は、主として朝鮮の支配権をめぐる日本と清国の対立という構図であつたが、その他にも、一八七一年に締結された日本と清国の日清修好条規の廃棄という極めて重要な国際秩序の変化をもたらした点は注目されなければならない。すなわち、一八七一年に締結された日清修好条規は、両国の外交使節の派遣と領事裁判権、貿易など多くの面で両国が相互の平等な権利を認めるものであつたが、日清戦争の結果、締結された日清講和条約は日中間の平等な権利を否定するもの

であつた。

一八九五年四月に調印された「日清講和条約」と翌年の一八九六年七月に北京で締結された「日清通商航海条約」によつて、日本は、台湾割譲の他、(一) 沙市、重慶、蘇州、杭州の開港、(二) 宜昌—重慶、上海—杭州・蘇州間の汽船航路の拡張、(三) 輸出入品を保管するための倉庫の無税借入権、(四) 開港場における製造業に従事する権利など両国の貿易関係に有利な内容を承認させることができた。この内容をより具体化するために、一八九六年十月には榮裕、敬信、張蔭桓と日本側の林董の間で「通商口岸日本租界専条」（公立文憑）「通商公立文憑」ともいふ）が締結された。その内容は、通商口岸に日本商民が管理する租界を設定することを認め、道路を管理する権利をも該当国の領事に与える、というものであつた。

このような動きを背景に、一八九八年七月、日本と中国との間で「漢口日本居留地取極書」が締結され

【図2】漢口の日本租界予定地



(出典：永瀧久吉作成「漢口に於て帝國居留地に構定すべき地区及其他の事項」、明治三十一年一月四日、付屬地図、『在支帝國專管居留地關係雜件・漢口の部』請求番号：3-12-2-32-6、第1巻、所収。独逸租界の右側の部分が日本租界予定地。)

た¹⁾。漢口日本租界の登場である。その規定によれば、日本租界区域は、漢口のドイツ居留地の北隣から始まり、東の境界は揚子江に沿って百丈、南は揚子江沿岸よりドイツ居留地境界に沿って西の鉄道地界まで、西は鉄道境界を持つて境となし、北の境界は東の北端である鉄道地界までの直線距離を含む地域に設定された。

しかし、この租界区域を確定するまでには多くの紆余曲折があった。たとえば、すでに、漢口に租界を設定し、既得権を保有していた欧米諸国との利害関係を調整する必要があった。とくに、日本租界の設置によって中国との交易関係のための活動空間が制限されるドイツは日本の租界設置に反対し、日中間の租界設定の交渉はたびたび中断された²⁾。その上、日本としては、当初、浸水の害が頻繁に起こることが予想される同地区をどうしても避けたかった。もともと、漢口の地勢は低く、揚子江の漢水が漲泛する時にはよく浸水の害

を受けていた。

【表1】漢口の水位

(水標はイギリス租界の河岸によるもの)

年	最低水位 (12月)	最高水位 (8月・9月)
1887	2フィート2インチ	48フィート4インチ
1888	2フィート	40フィート7インチ
1889	0フィート	48フィート3インチ
1890	不詳	44フィート
1891	1フィート8インチ	43フィート
1892	1フィート2インチ	43フィート9インチ
1893	2フィート6インチ	44フィート5インチ
1894	1フィート5インチ	42フィート11インチ
1895	0フィート	40フィート
1896	不詳	46フィート4インチ

(出典：外務省外交史料館、「在支帝国專管居留地関係雑件・漢口の部」、請求番号：3-12-2-32-6、第1巻より作成)

【表1】でも分かるように漢水の最高水位は常に40フィート以上を計測しており、浸水の被害が頻繁に起きていたのである。租界が置かれた順番で、イギリス、

ロシア、フランス、ドイツの、地帯の条件は悪くなつており、当然、最も大きな被害が予想されるのは日本租界地区であつたのである。

既に、揚子江に沿つて石垣の道路を作り、河岸の岸壁の補強工事を進め、イギリス、アメリカ、ドイツ、ロシアの各領事館や怡和洋行、太平汽船会社、匯富銀行、露清銀行、江海関などの建築が立ち並ぶイギリス租界に比べれば、日本租界として予定された地区は、漢口の繁華街から外れた地域で、しかも漢口の城壁の外に置かれた沼地であつた。結局、日本はこの浸水の害が頻繁に起きる地をやむなく租界地区に選択せざるを得なかつたが、この浸水の問題は後まで日本を悩ませた問題であつた。例えば、一九〇三年に漢口総領事館事務代理の矢田長之助は、漢口市を取り囲む畑地や原野、日本租界などが毎年のように浸水の被害にあつてゐる事情を報告している¹²。また、一九三一年の揚子江大洪水の時に日本租界が壊滅的な被害を受けたこ

とは言うまでもないことであつた。

漢口日本租界取極書によつて、道路や港灣の建設、租界内の治安を維持する警察権は日本の領事に属することが規定された他に、中国人と外国人が関連する訴訟事件については、最終的に日本の領事が地方官と協力して審理に当たることが規定された。そしてこれらの取極によつて日本側は租界の行政・司法・警察、徴税権を確保することができ、さらに、他国が租界に関する有利な条約などを締結する際には、日本側もその優遇策を共有するという最恵国待遇の条項を認めさせることができた。

日本租界の設定によつてまず、日本との定期連絡の方法（船舶、通信、郵便など）が確保される必要が出てくる。とくに、日本と漢口を結ぶ定期航路の確保は、人的・物的交流のために必要不可欠なものであつた。日本租界の開設とほぼ同じ時期の一八九八年、大阪商船会社は、揚子江航路への参入の名乗りを上げた¹³。

しかし、既に揚子江航路はイギリス（太古洋行と怡和洋行）と清国（輪船招商局）がほぼ独占しており、新参ものの大阪商船会社は様々な困難を乗り越えなければならなかった。例えば、イギリスと清国の商船三社は、大阪商船会社の揚子江航路参加を牽制するために、荷物や旅客の運賃カルテを設定し、上海―漢口航路に三社の船舶が毎日両地を一隻ずつ運航する措置をとった。また、三社の船舶が遭難した時には互いに救助すべき義務がある代わりに、大阪商船会社の汽船が遭難したときには一切の救助を行わないことを内容とする規約が締結されたという。

しかし、大阪商船会社は、定期航路維持のための日本政府の補助金を背景に順調に業績を伸ばした。一九〇〇年の記録によれば、同社の上海―漢口路線の政府補助金は年額二十四万四千九百三円であり、上海―漢口路線に四隻（トン数六千四十）、漢口―宜昌に二隻（トン数二二四七）の汽船を投入していたという。さ

【表2】漢口の外国人と日本人人口（1901年～1906年）

日本人人口の統計			1901年	1905年
1901年	74名	日本	74名	528名
1902年	106名	イギリス	195名	504名
1903年	270名	アメリカ	194名	500名
1904年	347名	フランス	82名	123名
1905年	528名	ドイツ	87名	162名
1906年	1062名	その他	358名	325名
		合計	990名	2142名

（出典：水野幸吉、『漢口』、10頁により作成）

らに、一九〇六年には日本郵船会社が漢口―神戸間の直航を開始し、イギリス資本の太平洋洋行の船舶を買収し、上海―漢口航路の運営に加わるなど、日本側の揚子江航路への進出は著しいものであった。

日本租界の設定と大阪商船会社の揚子江航路運業への参加は、漢口の日本租界における居留民の増加にも一定程度の影響を与えたと思われる。【表2】は一九〇一年から一九〇六年まで漢口の日本人人口の増加を示すものであるが、日本側の航運業への進出と正比例する形で人口が増加していることが良く分かる。

但し、租界は設定されたものの、日本人が経営する企業の進出は思うようには行かなかつたらしい。漢口領事の山崎桂は一九〇二年の報告のなかで、日本租界の発展が思わしくないことを次のように記している。

「明治三十一年の確定に掛かり爾來茲に五星霜を経ると雖も猶依然たる旧態を存し醜陋汚穢の乞丐窟として日々長江を上下する内外幾多の商船軍艦に向つて異

様の光景を呈しつつあり。本館は我が政治家、実業家中対清貿易を唱える諸士に向つて先ず一度漢口に於ける帝国居留地の現状を目撃せられんことを切望する」¹⁴

日本租界の商工業の発展がその他の租界地区に比べて遅れていたという記述は、一九〇四年四月の漢口日本領事館の報告の中でも確認することができる¹⁵。同報告によれば、漢口を訪れる日本人商工業者の多くは、市場調査に徹するのみで実際に事業を展開する人は少なく、欧米系の企業進出に圧倒される状況であったという。すなわち、最近六年間の統計によれば開業に至った外国の企業は、イギリス系商人四ヶ所、アメリカ系商人六ヶ所、ドイツ系商人八ヶ所、フランス系商人五ヶ所であるにも係らず、地理的に同じくアジアに属している日本は六ヶ所に過ぎないと指摘する。

同報告は、日本人の企業進出が遅れている理由を次のように分析している。(一) 欧米人が香港、上海な

どで長期間にわたって漢口の視察を重ねていることに比べ、日本側の調査は短期間のものが殆どであること、(二)土地の言語と商慣習などに精通している人材が少ないこと、(三)商慣習の不一致と度量衡などの機器が使いにくいこと。

このような困難を打開する方法として、同報告は、領事館が管理する「官立商品陳列場」を漢口に設置することを提案している。計画によれば、官立商品陳列場は、中国語と商慣習に精通した青年人材を養成する学校のようなもので、当地の商業品と工芸品の製造と嗜好品の変遷などを調査し、対清貿易のための基礎を作ることを目的にしていた。この商品陳列場の運営効果としては、消費地と製造地との間に直接、かつ迅速な製品情報を提供することによって、消費地(漢口)の需要にこたえる商品を生産することができる点が期待された。

「(欧米諸国が)本邦(日本)に比して一層地理上

の不便を有するにも拘らず、常に時好に適恰する商品を送来するは全く消費地の売込人と本国製造家との間に直接の取引関係を有するに由る。(中略)本邦製品は勢益々其品質を粗悪ならしむるに至り。遂に、長江沿岸一般に東洋雑貨の声価を落すにいたりしものなり」¹⁶

消費地と生産地との情報の共有という指摘は、現在だけではなく、当時としても切実な問題であったことがよくわかる。【表3】は一八九八年以降の漢口に開店した日本の商店をまとめたものである。

【表3】で、特に、注目されるのは一九〇五年の日露戦争を前後した時期から日本人の漢口進出がより活発化している点である。日露戦争が漢口経済に好影響を与えたという記述は、日本の漢口領事館報告からも確認することができる。すなわち「日露戦争は却つて貿易地として將た工業地としての漢口に至幸の影響を与え、其の改進と膨張とを意外に速やかに推進せし結

【表3】漢口の日本商店(1897年～1907年。水野幸吉、『漢口』、582頁により作成)

名 称	開業年月	所 在 地	営 業 内 容
東肥洋行	1897年末	中国人街	雑貨
大阪商船会社	1898年1月	中国人街	揚子江航運業
東益洋行	1898年	中国人街	漆の輸出
中桐洋行	1901年8月	中国人街	大阪中桐彦太郎の出張所。綿繰機械を輸入し、綿種子を輸出。
三井洋行	1902年4月	英租界	綿花などの輸出入
三菱公司	1902年3月	フランス租界	増水期中はもっぱら石炭を輸入し、漢陽鉄政局に売り込み、火冶鉄鉱を若松製鉄所に輸送す
吉田洋行	1902年1月	中国人街	綿花・雑穀・綿種子を輸出し、綿繰機の付属品を輸入
快安洋行	1902年1月	中国人街	ジャンク船による荷物の輸送業。
日華藥館	1902年2月	中国人街	売薬
湖南汽船会社支店	1903年	フランス租界	荷客運輸
大倉洋行	1903年	イギリス租界	土木建築・産物輸出入
日信洋行	1903年	中国人街	内外産物の輸出入業
東興要綱	1903年	イギリス租界	内外産物の輸出入業
田中洋行	1903	イギリス租界	雑貨
日興洋行	1904年	イギリス租界	石炭販売
日隆洋行	1904年	イギリス租界	官營口付煙草及び札幌麦酒販売
鴨川洋行	1904年	イギリス租界	雑貨
華和洋行	1904年	イギリス租界	雑貨
堤洗濯店	1904年	ドイツ租界	洗濯業
作山洋行	1905年	イギリス租界	各種機器販売
榮昇洋行	1905年	中国人街	売薬
丸三洋行	1905年	經堂街	売薬
若林藥房	1905年	中国人街	売薬
奥村菓子店	1905年	ドイツ租界	菓子製造販売業
八千洋行	1905年	イギリス租界	写真原料及び時計修理
大石洋行	1905年	大智門外	雑貨
土田洋行	1905年	ドイツ租界	雑貨
鹿島号	1905年	中国人街	雑貨
松本洋行	1905年	中国人街	雑貨
東亜製粉会社支店	1906年	中国人街	製粉と販売業
松林洋行	1906年	イギリス租界	輸出入業
横浜正金銀行支店	1906年	イギリス租界	銀行業
河井洋行	1906	ドイツ租界	呉服商
泰信洋行	1906年	中国人街	/
一二洋行	1906年	中国人街	/
日徳洋行	1906年	中国人街	煎餅製造販売業
東孚洋行	1906年	中国人街	雑貨
東榮洋行	1906年	中国人街	雑貨
東亜公司	1906年	中国人街	売薬の他一般輸出入業
富士製紙出張所	1907年	イギリス租界	洋紙輸入販売
山玉号	1907年	中国人街	雑貨

果を呈し近く此の一年間のできごとを提起特筆すれば来漢外商の著しく増加せしこと新店舗の開業頻々たること…漢口の膨張は必ずや近く四、五年の間に実現するに至らん¹⁷という記述が見える。

日清戦争直後の一八九五年の漢口の総貿易年額（約六千万両）は、一九〇四年には一億四千万両まで増加していた。漢口との貿易に参入を目指す日本商人も日露戦争を前後した一時期、著しく増加した。水野幸吉『漢口』は、日露戦争を前後した時期の日本商人の非常なる増加を指摘し、日信洋行・東興洋行（いずれも綿花、雑穀の輸出、綿糸の輸入業）の他十三の店舗の名前をあげている。¹⁸

3. 日本租界をめぐる衝突と租界の拡大

しかし、貿易の拡大に伴い人と人の接触が深まって行くにつれ、様々な場面で衝突と紛糾が増えてゆ

く。領事裁判権や治外法権という既得権で保護される外国人と中国人の衝突は、中国人からみれば、極めて不平等な力関係の強制に他ならなかった。その一例が、一九〇七年三月から四月にかけて九江（漢口領事館の領事業務担当地域）で発生した、「岩崎良一事件」をめぐる日中両国の対応に克明に現れている。¹⁹

岩崎良一事件とは、一九〇七年一月、日本人の岩崎良一が、九江にて活動写真フィルム（映画）を上映する許可を日本と中国側に求めたが、日本側から中国側に渡すべき書類の不備などもあり、上映を取り締まる中国側の警察と衝突し、暴力事件に発展した事件である。同事件をめぐる日中間の意見の相違は、次の二点をめぐるものであった。日本側としては、岩崎良一の処分と退去が日清通商条約における生命財産などの保護に関する件と日本人の裁判権の尊重に抵触する疑いがあるという点に注目し、中国側としては、日本の商人の不法行為（営業許可をとっていない）は明白で、

取り締まる過程で負傷した警察官の治療費の賠償を求めめるのは当然であるという論理であった。

漢口の日本領事館は一九〇七年七月、従来、日本居留民が少ないという理由で中国側に委任していた警察権を日本側が取り戻すことを骨子とする要請書を外務大臣宛に報告しているが、その背景に岩崎良一事件のような日本人の取締を巡った日中間の衝突があったことはいまでもなからう。

その他に、日本租界の中にある京漢鐵路局が保有する土地買収をめぐることで日本と中国の意見が対立したのも、一九〇七年のできごとであった。³⁰京漢鐵路局の土地買収をめぐる問題とは、同九月、日本側が租界内の京漢鐵路局が所有する2214³¹の土地のうちの665³²に対して、租界の道路を建設する名目で使用したい旨を通告し、中国側はそれを認めない方針であったため意見が対立したというのが、その内容である。

とくに、問題の焦点になったのは、一八九八年の「漢口日本居留地取極書」の「第二条 日本租界内に必要な道路、堤防、橋梁、埠頭などは日本領事館が法を設け建設する。道路、堤防、橋梁は公共が必要とする土地で官街、官地があれば借地料、租税を免除し、民間の土地の場合には借地料のみを交付し、租税を納めない」の解釈をめぐる対立であった。

中国側は(一)京漢鐵路局が保有する土地は中央政府に帰属するもので、漢口日本租界章程はあくまで湖広総督レベルの取極めに限定されたもので、地方政府が保有する土地と中央政府が保有する土地は同一視できない、(二)条約の中国語原文にある官有財産は、道路・山林などの自然財産と、官田や官が出資し経営するものを区別すべきである、と反論したが、結果は日本側の主張が認められる方向で議論がまとまった。

最終的に、日本は一九〇七年二月九日に租界面積の拡大を決める「漢口日本推広専界條款」(日本語正文

は「拡張居留地取極書」を結ぶことに成功した。²¹ 具體的には、日本租界を揚子江に沿つて下流域に百五十丈拡大し、面積として375.25畝増えることを中国と日本側が了承したのである。この拡大によつて、日本租界は東を長江に、西を京漢鐵路に、南は現在の六合路一帯に、北は現在の劉家麟路北にいたる地域の合計622.75畝となりイギリス租界につぐ面積を確保することになった。

このような日本租界の拡大に伴つて、漢口の日本領事館の機能を強化する必要がある。一九〇九年十月、外務省は蘇州・杭州の領事館を廃止し、上海、漢口、厦門の日本領事館を「総一領事館に昇格することを検討したが、その際の漢口に関する記述は上海、天津と並んで漢口の位置が格上げられていることがよく分かる。

「漢口は清国の中央に位置し水路四通八通の地に在り今後同国に於ける鐵路の増設と共に付近周圍

五、六百哩間に於ける貨物の集散地となり上海、天津と併せて鼎立の勢いを為すべく加之対岸の武昌には湖広總督の治所ありて清国の時風として重きを高官に置くの傾向あり。現に英米兩國の如きは總領事を在勤せしむれば本邦の如き長江一帯に運輸貿易の關係を有するものは總領事を駐屯せしむるを便宜と做すべし」²²

漢口の地政学的な大事さや将来に於ける期待の他に英米と対等の格になりたいとの願望が読み取れよう。

しかし、間もなく訪れる辛亥革命は、日本租界の發展に大きな影響を与えた。一九一一年十月十日の武昌蜂起から始まった辛亥革命の嵐の中で、漢口の日本租界は、清朝の軍隊と革命軍の交戦地域に近かつたため銃弾が飛び交う危険な情況に陥つた。結局、漢口の日本居留民二百九十三名と宜昌からの避難民十三名の合計三百六名が、十月三十一日には日清汽船会社の大丸にて上海に到着し、同地での避難生活を余儀なくされた。経済的な損失も大きかった。漢水の上流に位置

する東亜製粉株式会社は官軍と革命軍の戦闘地にあたり、倉庫に保管した麵粉が略奪に遭った他に、日清汽船会社のハルクが沈没するなど、日本租界は直接間接に多くの被害を被った²³。

辛亥革命に関連して、日本赤十字社の漢口救援活動について簡単に以下のことを指摘しておく必要がある。すなわち、日本は辛亥革命の起きた一ヶ月後には、医者の上野信四郎を团长とする総数三十五名の赤十字社救護団を漢口に派遣し、人道的な救援活動に従事したことが知られるが、その救援団派遣の目的は、負傷者の救援という人道的な理念の他に、戦闘地域における情報の収集にもあつたのである。漢口に派遣する救援団が組織される前の十一月五日の香港総領事代理の船津辰一郎の次のような報告に、その意図が示されている。

「此際本邦赤十字社より官軍兩軍へ各一隊を派遣し一面兩軍の情勢調査に利用することを得ば対清政策上

或は何等便宜となることあるやも知るべからず。但し之を実行するには是非機敏にして言語に熟達する通訳を附属せしむること肝要なり」²⁴

勿論、日本赤十字社の漢口救護団の活動全部が、この船津の報告に則つたものではないだろうし、救護団の活動が情報収集にあつたことを示すこれ以上の具体的な資料を提示できるわけではないが、医療活動に政治活動が付与されていたと思われる点に注目したい。

漢口の日本人居留民は辛亥革命の混乱によって、一時期、約九百名までに落ち込んだが、一九一四年の第一次世界大戦に伴う好景気の影響なども手伝い、一九一八年頃になると二千名を超え、児童の数も百名に達する勢いで増加の一途を辿ることになる。日本租界は新たな対応を打ち出す必要があつた。とくに、教育と金融、衛生の問題には早急な対応が必要であつた²⁵。一九一八年三月、瀬川総領事は、過去十年間で就学児童数は三倍以上の増加率を見せており、このま

【表4】1907年～1917年の漢口居留民数と就学児童数

年度	居留民数(名)	就学児童数		調査時期
		児童	幼児	
1907	/	8	11	4月
1908	/	17	15	4月
1909	1136	29	15	4月
1910	1229	36	13	4月
1911	1054	36	13	4月
1912	973	27	休園	辛亥革命
1913	1331	33	22	/
1914	1478	44	16	/
1915	1637	57	39	/
1916	1712	67	37	/
1917	2045	92	37	/

(出典：『外務省警察史・漢口』176頁より作成)

まの趨勢でいけば十年後の漢口の就学児童数は三百名以上に達することが予想されることから、学校の敷地購入のための予算として約六万円の予算と居留民子弟への教育補助金の支給を要請している(【表4】を参照)。

漢口の日本人社会の経済的な自立も大きな課題であった。漢口の中流以上の商工業者の場合は、主に漢口の三大銀行(横浜正金銀行、台湾銀行、住友銀行の各支店)を中心とする金融機関と取引をしており、大きな金融不安に陥ることは想定されていなかったが、中流以下の一般小商工業者及び資金力の貧弱な個人営業者に対する支援は早急に検討する必要があった。すなわち、中流以下の規模の商人は、三大銀行から資金を借り入れた大会社から借入金を転貸する状態が続き、さらに資金力に乏しい小商人は私的ネットワークで組織された頼母子講の落札講金に頼る傾向が強くなり、高い金利を支払わざるを得ない状況に置かれていた。

そこで、中規模の商工業者を中心とする金融保護の施設として、新たな事業資金貸付銀行が設立される必要があることが議論された。

もう一つの深刻な問題は日本租界の衛生設備の悪化であった。とくに、新たな病院の設置は日本人居留民のためだけではなく、周りに居住する中国人及び外国人にも有益で、日本と中国の親善と外国人の懐柔策としても有効であるためにその実現が強く期待された。瀬川総領事は、教育と衛生問題の解決を外国に居住する日本人の発展と関連があると認識しており、強く関連施設の完備を求めた。しかし、漢口を舞台にした軍閥戦争の勃発と一九一九年の五四運動以降の民族意識の高揚は、日本租界の発展を予期せぬ方向へと導いてゆくのである。

4. 一九二〇年代—民族主義の台頭と北伐の影響

一九二〇年代の漢口は、様々な兵乱や武力衝突に巻き込まれた。たとえば、一九二一年六月には湖北督軍王占元の待遇に不満をもつ第二師団の一部兵士による反乱と破壊があり、中国人街のみならず、租界にまで被害が及んだ。また日本租界への影響が比較的大きかったものとしては、一九二三年十二月におきた「田種香事件」がある。

田種香事件とは、一九二三年十二月十九日に漢口のロシア租界で営業する本多洋行で貴金属の盗難事件が発生し、日本の領事館警察はその有力な嫌疑者として従業員の中国人田種香を逮捕したが、田は無罪を主張し、自殺をしたことに端を発した⁸⁰。

同事件発生後、領事館警察署が中国群衆から投石の被害にあい、通行中の日本人が暴行を受けるなどして事件はエスカレートしたので、日本側は軍艦宇治から

二十余名の海軍陸戦隊を上陸させる措置をとった。この事件をめぐる漢口の新聞などは領事裁判権と領事館警察署の撤廃を主張し、反日運動は上海、蕪湖、浙江省、雲南省まで拡大する動きを見せた。さらに翌年の一九二四年六月には、湖北省議会は総商会、教育会、青年会、新聞同業会、学会、医師会、保安会などを網羅する九十数個の団体名義で、日本政府に事件の真相究明を要請する陳情書を送付する措置をとっている。

中国側は同事件に対して、(一) 領事館警察署長及び担当係警察官の処罰、(二) 本多洋行責任者の処罰、(三) 田の遺族に対する賠償金の支給、(四) 総領事館から遺憾の意を表明することの四項目を要求した。結局、この事件は一九二五年九月に、(一) 銀千円を賠償金として支払うこと、(二) 監の任に当たった押丁の処分は追及しない、(三) 本多洋行の名義で遺憾の意を表す広告を新聞に掲載することで解決をみた。

しかし、二年にわたって争われた田種香事件の解決

は、また新たな火種を抱えていた。一九二四年六月二日に、漢口の中国人街で開店する前田洋行で起きた中国人乞食の立退をめぐる争いで、群衆が日本人経営の商店に投石し、掠奪を行う事件が発生した²⁷。さらに、一九二五年には上海でおきた労働争議に端を発した反日・反英をスローガンとする五・三〇運動が漢口にも大きな影響を及ぼし、領事裁判権の撤廃と埠頭税の廃止などを主張する国民大会が開催された。

一九二〇年代における中国の民族主義は、様々な形態を持つて宣伝され、知識人だけではなく、学生や労働者の覚醒を促すものであった。時には新聞や雑誌、または、演劇や映画、ラジオ放送など多種多様なメディアを通して反帝国主義のスローガンが叫ばれた。とくに、一九二六年七月、総司令蔣介石の指導下に開始された北伐は、共産主義勢力を排除しようとする蔣介石の上海クーデタなど多くの問題を抱えながらも、反帝国主義・反軍閥・租界回収など多くの面で中

国ナシヨナリズムの高揚を象徴する出来事であった。そして、この北伐の開始は漢口の日本人社会にも大きな影響を与えることになった。

一九二六年七月に広東省を出発した北伐軍は破竹の勢いで北上し、八月には長沙を、十月には武漢を占領し、翌年の一九二七年三月には上海と南京を占領するに至った。とくに、漢口には日本租界という特殊な法的領域がおかれていたため、日本はその対策に腐心した。

北伐開始の当初、日本政府は、在留民保護と対外中立を標榜していたが、武漢地域をめぐる革命軍と北京政府の衝突がいよいよ激しくなるにつれ、具体的な租界防備計画を準備する必要が生じ、そこで、一九二六年八月二十七日、漢口総領事館において軍艦堅田の艦長と航海長、駐在陸軍武官、民団行政委員長、義勇隊長、在郷軍人分会長、消防団長代理などが参加した漢口の租界防備打合会議が開催された²⁸⁾。日本租界防

【表5】漢口日本租界の警戒対応内容（一九二六年作成）

第一時期	不穩の徴候あり。義勇隊の出動を必要とするも未だ陸戦隊の上陸を必要とせざる場合	防備の義勇隊之に任す。日本海軍は士官若しくは准士官一名の外兵若干を義勇隊本部に派遣し連絡並び支援に任ず
第二時期	情況切迫し擾乱租界内に入る虞ある時	陸戦隊を揚陸す。最危険且つ重要地点に位置し警戒に任ず。義勇隊は移動哨戒す。
第三時期	情況全急迫し事態重大を加えたる時	陸戦隊全力を挙げて防備する外義勇隊亦之に策動し戦闘行為に移る

（出典：『外務省警察史・漢口』224頁より作成）

備のための重要事項は、(一) 洋上の防備は基本的に漢口に停泊中の軍艦堅田が直接当たり、軍艦は日本総領事館の前の停泊地に係留して置く、(二) 陸上警備は海軍陸戦隊を上陸させ、漢口日本義勇隊と協議の上、作戦を実行する。海軍陸戦隊の上陸は総領事館の要請に基づき、というものであった。警備にあたる海軍と義勇隊の活動は危険の程度によつて異なつていた(表5)を参照)。

一九二六年八月末、敗退した呉佩孚の軍隊が漢口に押し寄せて緊迫した状況が差し迫り、この租界防備計画は実施された。漢口日本総領事館は、租界以外の地域に居住する在留邦人を対象に、(一) 婦女子を租界内の安全地帯に移す、(二) 男子の避難時期は別に指示するが、切迫した状況では自由判断により避難すること、(三) 総領事館の引き揚げ命令があつたときは、事前に決めた集合場所に集合すること、を主な内容とする避難方法を講じた。

中国国内の混乱した南北対立の様相に対して、日本側がとくに神経を尖らせたのは、在留民保護と治安維持の確保の二点であつたが、そのために日本側は「対外中立」という態度を繰り返して強調した。一九二六年九月に、漢口総領事高尾亨は中国側と日本在留民に対して、絶対不干渉の態度をもつて対応する旨を表明したのである。日本が対外中立をとくに強調した理由は、万県でおきたイギリス軍と国民革命軍の衝突によつて、英国との経済関係を絶交すべきとの主張が予想以上の激しさを帯びていることを直接目の当たりにしたからに他ならない。日本側はこのような不干渉の方針をとつたために北伐軍が漢口を占領したときに、日本を特定した過激な反日運動が起きなかつたのだと判断した。

但し、このような日本側の判断は、一九二七年に日本水兵と人力車夫の衝突事件でおきた「四三事件」で大きな転機を迎えることになる。四三事件と

は、一九二七年四月三日、日本租界の妻鶴裏門付近でおきた日本の水兵二名と中国人の間の衝突事件が漢口市全体を巻きこみ、反日運動へと発展した事件である。日本側は暴力事件が拡大することを防ぐため、四月三日の午後、漢口に停泊中の警備艦安宅、嵯峨、比良、浦風の海軍陸戦隊の一部を日本租界に上陸させ、治安回復を目指した。しかし、その過程で機関銃による威嚇射撃（実弾射撃）をしたことから、事件はたちまちエスカレートし、日本は漢口在留の日本人の引揚げを進めた（【表6】を参照）。

四三事件のときに、漢口の街角で叫ばれた「日本帝國主義打倒」や「日本租界を回収せよ」などのスローガンは、中国の高揚する民族主義を象徴するものであったわけであるが、日本側はそのようなメッセージを真に受けとめることができなかった。日本側の講じた対策というものは、日本租界の治安を確保するために中国人警察の雇用を中止し、日本人警察に交代する

【表6】1927年4月現在の漢口引揚者動態一覧表

船舶名	3月30日	第1回引揚 (4月6日)		第2回引揚げ (4月11日)		4月現在
	南洋丸	襄陽丸	大福丸	大利丸	大貞丸	
合計	130名	622名	679名	192名	57名	622名

(出典：『外務省警察史・漢口』241頁より作成)

という姑息な対応でしかなかったのである。

おわりに―漢口の水案事件と日本租界

日本は日清戦争に勝利した結果、締結した日清通商航海条約によつて中国との対外貿易において有利な地位を確保することができた。同条約によつて日本は、沙市、重慶、蘇州、杭州などの開港と租界設定が認められ、宜昌から重慶にいたる長江航路が開放され、開港地での製造業と倉庫の利用など幅広い範囲における貿易上の利権を獲得することができた。

揚子江を重慶から下り漢口、蘇州、杭州にいたる各地に日本租界が設置される法的根拠は、まさに日清講和条約や日清通商航海条約、そして様々な形で締結される追加条規によるものであった。

しかし、日本の場合、イギリスやフランスなど欧米諸国の中国での利権争奪戦に遅れて参加したこと

で、多くの場合、無理を承知の上で中国との交渉に臨まざるをえなかった。日中間の外交懸案の交渉の度に双方は対立、衝突し、中国は排日運動、日貨排斥運動という手段で日本側の譲歩を引き出そうとする構図が何度も繰り返された。第一次世界大戦の時、ドイツが山東半島において確保していた利権を日本側が継承する問題や二十一カ条要求の交渉がそうであったし、一九三二年の満州事変と一九三七年の日中戦争の開始は中国大陸の利権争奪戦に遅れて参加した日本の焦りが凝縮されたものであったように思われる。

とくに、一九一九年の五四運動以降、中国全土で台頭した民族主義への対応について、日本は適切な対応をとることができなかった。本稿が取り上げた一九二〇年代の漢口における民族主義の台頭に対する日本側の対応が極めてお粗末なものであったことは上述した通りであるが、とくに、一九二八年十二月におきた水案事件はその最たる例であったように思われる。以下、

「漢口水案事件」の経過と同事件が日本租界に与えた影響をまとめながら、漢口の日本租界が直面した最大の危機について述べておきたい。

漢口水案事件とは、一九二八年十二月十七日、日本租界内で行進中の海軍陸戦隊の車と人力車が衝突し、車夫の水杏林が死亡した事件を指す⁹⁹。中国側は、車夫の死因が日本の海軍陸戦隊の車との衝突によるものであることから、①死体埋葬費の支出、②遺族への慰勞金の支給、③事件を起こした隊員の処罰、④海軍陸戦隊を撤廃することの四項目を要求した。しかし、日本側は、事件はあくまでも車夫の水杏林側に過失責任があることを主張して譲らなかつた。次に残されたのは対立と衝突という必然の流れだけであつた。

事件発生後、間もなくの十二月二十九日、漢口水案後援会は漢口中山路の民楽園の孫文記念ホールで武漢各界を結集して反日集会を開催し、①国民政府に対し、日本租界の回収及び中日間の不平等条約を撤廃するこ

と、②日本側の事件当事者の処罰、謝罪を要求すること、③武漢において日貨ボイコット運動を展開することなどを決議した。同日の示威行動に参加した団体は、漢口市反日会・漢口総商会・湖北省国民党支部・漢口市国民党支部の他、各種労働組合と学生などであつた。そして、翌一九二九年の一月九日からは、対日罷工委員会が組織するストライキが決行されることになつた。このストライキは、日本の貨物の生産、流通、管理などあらゆる職種に係つた中国人労働者の参加を強制したもので、日本側はストライキが一部の過激な政治集団によつて強制させられたものだと主張した。しかし、中国側からみれば、糾察隊の組織はストライキを確実に実行するための手段であつたし、覚醒した労働者の結集をも意味するものであつた。実際、ストライキを組織した「漢口工人対日罷工委員会」は秩序維持を保障する意味で武漢衛戍司令部と公安局に軍隊と警察の派遣を要請する公式書簡を送付し、開始と共に

守るべき「命令」、「規律」、「宣言」、「布告」を準備するなどストライキは綿密に計画されたものであった。

日本租界に通じる主な道路を封鎖し、租界を包囲した状況で、まずは、日本人に雇用された使用人の退去が始まり、後は日本人の通行者に対して暴力が加わるなどして事件は好転する兆しが見えなかつた。漢口のストライキが実施された一月九日、日本総領事館では海軍、陸軍、領事館、民団行政委員が参加し、引揚者の収容問題、電灯と水道問題、租界の衛生問題、糧食の確保などの方面で対策を講じる一方、水案事件とストライキについて次のような決議を採択した。

「今回の事件たるや表面一市井交通事故解決促進を目的とする民衆の愛国運動と称するも裏面に至りては此機に乗じ日本租界の奪取と邦人通商の根絶を企図する国民党部の組織的陰謀に外ならず（中略）今にして断乎たる手段に出でざれば、現在支那各地に彌漫せる排日運動に同様の事態を惹起せしむるや疑を容れ

ず、我が対支貿易の前途転た寒心に堪へざるものあり。依つて、帝國政府は速に此不法にして人道を無視する反日会の暴行を根絶せしめ帝國の權益を擁護するに適宜且有効なる措置に出でられんことを望む」³⁰

同決議をみても分かるように、日本側は、水案事件と一連の日本商品ボイコット運動を高揚する中国の民族主義の集合ではなく、国民党の陰謀としてしか受けとめていなかつた。漢口水案事件が政治的に完全に決着がつくのはそれから三年後の一九三二年七月であるから、その間日本租界を中心とした経済活動全般が大きな困難に直面したことは言うまでもなからう。

以上、本稿は漢口の都市発展の歴史の概略を日本租界との関連で論じてきた。欧米勢力の中国進出に比べて遅れをとつた日本は、日清戦争の結果、漢口に日本租界を設定することに成功し、二十世紀の始め、貿易と雑貨業を中心に一時的ではあるが中小企業の活動を定着させることができたかのように思えた。と

くに、一九一四年の第一世界大戦の影響で、日本と漢口の直接貿易額は飛躍的に増加し、一九一三年の約千五百万両は一九一七年には約二千百万両、一九一九年には約二千五百万両に増えた³¹。このままの調子でいけば、一九二〇年代から一九三〇年代という時代は、十九世紀末〜二十世紀の初期まで日本が築いた様々な利権（日本租界と最惠国条項、領事裁判権、治外法権、通商、税金など）が中国大陸を圧倒するかのよう思われた。

しかし、一九一九年の五四運動以降のナショナリズムの高揚は、日中両国の衝突と対立を助長した。とくに一九二八年におきた漢口の水案事件は、日本租界が中国ナショナリズムの高揚に最も鋭く対立した最大の危機であったといえよう。日本と中国が対等な関係に立ち、互いに国際法の秩序を守って行くためには、日本租界の返還と不平等条約の廃棄という決断が必要であったが、それを実現することはなかなか難しかった。

一九三一年の夏、漢口は大水害に見舞われ、電気や水道の断絶はいうまでもなく、都市の機能がほぼ麻痺して壊滅的な被害を被った。さらに、水害の直後に起きた満州事変と上海事変の勃発により漢口在留の日本人人口は二千名以下に減ってしまった。一九三六年の漢口総領事館は、漢口に在留する日本人の状況について次のように報告している。

「当館内における在留邦人の総数は、十二月末現在戸数五百七十七戸、人口千八百五十八名にしてその大半は漢口に在住し（中略）ここ数年来中国官民の対日反感及奥地に於ける土共匪の跳梁其の他、例年の天災などに因り、一般に活動を阻害せられ萎縮の一途を辿り来れり」³²

遅れを挽回しようとする日本が思いついた選択肢は武力をもって漢口を制圧することのみであった。一九三七年に日中戦争が勃発し、漢口の日本人在留民（総数千七百八十七名）は、八月十一日、残留人員

二名を残して千七百八十五名の引き揚げを完了した。一九三八年十月、日本陸海軍は武漢三鎮を完全に占領し、日本租界の再開を宣言したが、租界の治安は海軍陸戦隊と憲兵隊によつて守られる危ういものであった³³。

※初校完成後、大里浩秋教授から杭州と蘇州の領事館の状況について貴重な助言を得ることができた。記して感謝したい。

1

中国における都市史研究は、地方史研究の名前を借用することから始まった。手元にある『上海史研究通信』第一輯（一九八〇年十二月、内部刊物）という小冊子によれば、一九八〇年七月に開催された上海史研究座談会は、中国史学会が呼びかけた地方史研究の再開を寄るところに上海学（Shanghaiology）という都市研究を提唱していることが分かる。上海社会科学院の歴史研究所のなかに上海史研究会が正式に成立したのも同じく一九八〇年である。その他に雑誌『上海研究論叢』も一九八八年に発刊され、優れた論文が掲載され始まった。中国における都市史研究の状況については、熊月之主編『上海通史』、前掲書、第一巻の「上海歴史研究概況」を参照。また、曾業英主編『五十年来的中国近代史研究』（上海書店出版社、二〇〇二年）所収の「城市史」は社会科学研究所のなかの都市史研究の特徴と課題をまとめたものである。

2

天津社会科学院歴史研究所・天津市城市科学研究会編『城市史研究』（第二十一輯、二〇〇二年三月）は二〇〇一年八月に天津で開催された「中国華北城市近代化学術討論会」に提出された論文と天津社会科学院・日本天津地域史研究会の共同作業による特集号。近年の中国都市史研究の著し

- い変貌を窺うことができる論文集である。
- 3 以下、漢口に関する記述については、政協武漢市委員会文史學習委員会編『武漢文史資料文庫』（武漢出版社、全五巻）を参照して整理した。
- 4 張仲札他編『長江沿江城市与中国近代化』（上海人民出版社、二〇〇二年十二月）、二五五～二五六頁。同書は、長江沿岸の都市の発展を工業、交通、農村経済、都市の風俗などの視点から分析した最新の研究である。
- 5 水野幸吉『漢口』（富山房発行、一九〇七年）、九八頁。
- 6 水野幸吉、前掲書、九八頁。
- 7 水野幸吉、前掲書、一〇二頁。
- 8 『外務省警察史 第四十九巻—在漢口総領事館』（不二出版社、二〇〇一年、以下『外務省警察史・漢口』と略称する）、一〇九—一一〇頁。
- 9 水野幸吉、前掲書、六九二～六九三頁。
- 10 同取極書の原文は、外務省外交史料館所蔵「在支帝国專管居留地関係雑件・漢口の部」（請求番号：3—12—2—32—1の、第一巻）から確認できる。同取極書は漢文を主文にして作成された。
- 11 ドイツの租界設定妨害については、在上海総領事代理小田切万寿之助↓外務大臣小村寿太郎宛、「漢口日本居留地取極書結定に関する交渉状況報告并意見具申」、「在支帝国專管居留地関係雑件・漢口の部」（請求番号：3—12—2—32—6、第一巻）を参照。
- 12 漢口領事館事務代理矢田長之助↓外務大臣小村寿太郎宛報告、一九〇三年八月十三日、外務省外交資料館所蔵「漢口領事館報告書」（請求番号：6—1—6—37）、所収。
- 13 水野幸吉、前掲書、一六八頁。
- 14 漢口領事山崎桂↓外務大臣小村寿太郎宛報告、一九〇二年十一月八日、「漢口領事館報告書」（請求番号：6—1—6—37）、所収。
- 15 一九〇四年の漢口領事館の報告については、「漢口に於ける本邦商工業視察者と起業難の理由」、水野幸吉、前掲書、七五一頁を参照。
- 16 水野幸吉、前掲書、七五九頁。
- 17 水野幸吉、前掲書、七六一頁。
- 18 水野幸吉、前掲書、七七二頁。
- 19 以下の岩崎事件については『外務省警察史・漢口』、一一二—一一六頁を参照。
- 20 京漢鉄路局の土地買収問題については、「湖北漢口日本租

- 地画界訂章案」請求番号：02—11—9—9（台湾、中央研究院近代史研究所）を参照に整理した。
- 21 日本租界の拡大に関する中国側の条約原文は、台湾・中央研究院近代史研究所蔵、「日本推広漢口専界条約」（請求番号：02—11—9—8）で確認できる。同条約のもう一つの争点は、拡大した地区にもともとあった中国側の企業（燮昌公司燐寸工場）の処遇をめぐる問題であった。日本政府は、同工場に対する処遇を欧米の「スタンダード・オイルコンパニー」に準ずることで中国側の協力を得ることができた。
- 22 蘇州・杭州・沙市・福州の領事館は、日本の租界が設定されてはいるものの、租界の経営が思うように進まなかったことで、一九〇九年十月廃止が検討された。上海総領事有吉明は一九一〇年、蘇州と杭州を訪れた後、両地の領事館は上海からそれぞれ鐵路二時間、五時間の距離にあり、領事館存置の必要なきは認めるものの、「現状の如く領事館の名称を存し而も常時領事任命を見ざりしが如きは時に地方官憲の軽侮を招く」恐れがあることから分館の設置を認めるべきであると報告している（『外務省警察史 第四七巻—蘇州領事館』（不二出版社、二〇〇一年）、二四〇—
- 二四一頁）。実際、蘇州領事館と杭州領事館は一九〇七年から領事の代わりに事務代理を置く体制であった（『外務省年鑑—大正二年版』一九九九年、株式会社クレス出版）。重慶の領事館も同じ理由で廃止することが検討されたが、雲南方面に有事のあるときの配慮で縮小維持が決まったという。「領事館廃合の件」、『外務省警察史・漢口』、二二六—二二七頁。
- 23 『外務省警察史・漢口』、一四八—一五一頁。
- 24 赤十字社救護団は船津辰一郎の報告の後、僅か、七日後の十一月十二日に東京を出発、十二月から救護活動に従事し、翌年の一九一二年二月まで活動を展開した。『外務省警察史・漢口』、二三九頁—一四八頁を参照。
- 25 瀨川総領事の報告については『外務省警察史・漢口』一七五—一七八頁を参照。
- 26 田種香事件の経過については『外務省警察史・漢口』、二〇二—二〇五頁を参照。
- 27 『外務省警察史・漢口』、二〇九—二一一頁を参照。
- 28 『外務省警察史・漢口』、二二四頁。総領事館と海軍陸戦隊との連絡は、昼間は旗で、夜間は電燈の点滅によって行われた。例えば、艦隊の陸戦隊の上陸を夜間に一般の人にも

通報する必要があるときには、租界内の電燈を数回、一斉点滅する方法がとられた。

29

日本側が捉えた水案事件の経過については、『外務省警察史・漢口』、二四五―二六二頁を参照。中国側の視点から水案事件を論じたものとして黄蘭田『水杏林惨案』始末（武漢市政協文史資料委員会編『漢口租界』、一九九一年第四輯、所収）がある。

30

『外務省警察史・漢口』、二六一―二六二頁。

31

外務省通商局編『在漢口帝國領事館管轄区域内事情』

（一九二四年七月）、三四―三六頁を参照。

32

『外務省警察史・漢口』、三四五頁。

33

日中戦争以降の記述については『外務省警察史・漢口』、三四四―三五八頁を参照。